

船舶事故調査報告書

令和6年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和5年8月14日 20時17分ごろ
発生場所	鹿児島県奄美市名瀬港本港地区1号岸壁 名瀬港西防波堤灯台から真方位202° 1,280m付近 （概位 北緯28° 23.3′ 東経129° 29.7′）
事故の概要	貨客船兼自動車渡船クイーンコーラルクロスは、着岸操船中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和5年9月15日、主管調査官（那覇事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨客船兼自動車渡船 クイーンコーラルクロス、7,914トン 144050、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、マリックスライン株式会社（A社）
乗組員等に関する情報	船長、一級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船尾部外板に凹損及び擦過傷 岸壁 車輪止めに圧壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約1.3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか27人が乗り組み、旅客213人を乗せ、車両17台を積載し、南北に延びる名瀬港本港地区1号岸壁（以下「本件岸壁」という。）に出船左舷着けで着岸する目的で、同岸壁の東方を南南西進していた。</p> <p>本船は、船橋において、船長が操船指揮をとり、航海士1人（以下「航海士A」という。）がエンジンテレグラフを操作し、甲板手が操舵に当たり、船長が自らスラスターの操作に当たっていた。</p> <p>船長は、左舷ウイング（船橋から左舷に突き出した構造部分）において、本船が本件岸壁東方約250mに接近したところで、航海士Aに主機を半速力前進、甲板手に右舵一杯を指示し、スターンスラスターの出力を左方100%として右回頭を開始した。</p> <p>船長は、本船が反転して船首が北北西方を向き、本件岸壁までの距離が船首約10m、船尾約30mとなったところで、本件岸壁と平行に停止させようとし、舵中央、一旦主機の停止を指示した後、微速力後進を指示した。（図1参照）</p>

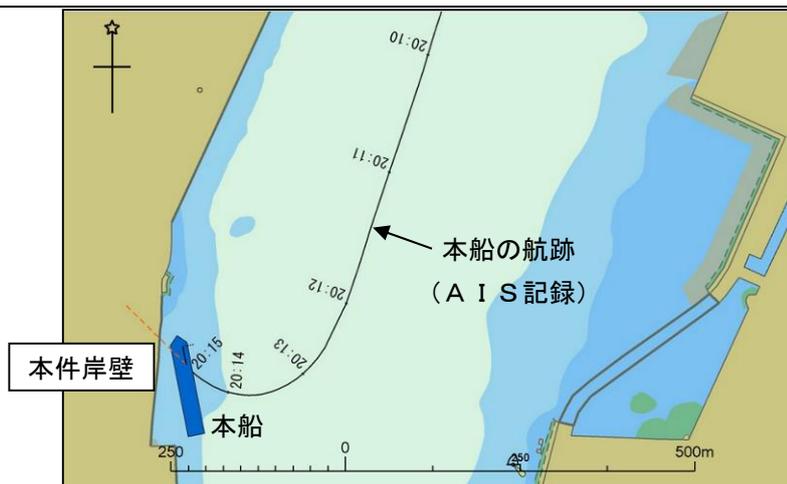


図1 本船の着岸状況

その際、休憩中の乗組員1人は、飲酒して酔った状態で、乗組員居住区から暴露甲板左舷通路に出て左舷ウイングに向かって歩き、操船中の船長に声を掛けた。

船長は、スターンスラスタの出力を左方へ100%とした状態で、声を掛けてきたのが乗組員か旅客なのか、またどのような意図があるのか分からなかったので、声を掛けられた左舷船尾方を振り向き確認しようとしていたところ、船尾配置の別の航海士から船内マイクで、船尾部の本件岸壁への接近が速いとの報告を受けた。

船長は、スターンスラスタの出力を左方100%とした状態のままにし、出力の調整をして回頭惰力を止めることを忘れたことに気づき、同スラスタを中立とし、右方100%としたが、本船の左舷船尾部が本件岸壁に衝突した。

船長は、本事故の発生をA社に報告した。

航海士Aは、日頃、船橋中央にあるスラスタの状態などの表示パネルを確認できる場所において、時々同パネルを見るようにしていたが、船長からエンジンテレグラフの操作に専従するよう指導されていたので、同パネルで船長がスターンスラスタを右方100%としたのを見たときは、既に間に合わない状況であったと思った。

A社の船員服務規程によれば、次のとおりであった。

第8条 乗組員は、礼儀を正しくし互いに敬愛して船内の融和に務めると共に、次の事項を遵守しなければならない。

1. 職務を怠り、または他の乗組員の職務を妨げないこと。

以下、略

分析

本船は、着岸操船中、船長が、前進で右回頭しながら、船体を本件岸壁と平行に停止させようとした際、不意に声を掛けられた左舷船尾方を振り向き確認しようとし、スターンスラスタの出力を左方100%とした状態のままにして回頭惰力を止めることを忘れたことから、本船の左舷船尾部が本件岸壁に急速に接近していることに気付

	<p>くのが遅れ、同スラスタを右方に操作したものの、左舷船尾部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、着岸操船中、船長が、前進で右回頭しながら、船体を本件岸壁と平行に停止させようとした際、不意に声を掛けられた左舷船尾方を振り向き確認しようとし、スターンスラスタの出力を左方100%とした状態のままにして回頭惰力を止めることを忘れたため、本船の左舷船尾部が本件岸壁に急速に接近していることに気付くのが遅れ、同スラスタを右方に操作したものの、左舷船尾部が本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>A社は、本事故後、船長に次の改善措置を採ることを指示した。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 乗組員に船員服務規程の船内秩序を再度認識するよう指導した。 (2) 操船中は、他部署乗組員の船橋及びウイングへの立入りを禁止した。 (3) 乗組員に節度ある飲酒とするように注意喚起した。 <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、離着岸操船中、操船以外のことに意識を向けることなく操船に集中し、常に自船の主機及びスラスタの操作状態、接岸速度、岸壁との距離等を把握すること。 ・ 船長は、離着岸操船中、船橋配置の乗組員が、船体の動きに対し、主機及びスラスタの操作状態等に疑問を感じた場合、直ちに躊躇なく船長に報告する体制を構築すること。 ・ 船長は、事故が発生した場合、直ちに海上保安庁に通報すること。